

1. 大会名 平成30年度全国秋季ピストル射撃競技大会(25m)
 兼 秋季ピストルNT選考記録会(25m)
2. 主催 公益社団法人日本ライフル射撃協会
3. 期 日 平成30年11月30日(金)～12月3日(月)
4. 会場 埼玉県朝霞オリンピック射撃場
5. 競技日程・種目

日程	競技種目	競技時間	役員集合	試合位置づけ
30日 (金)	RFPM	9:30～	8:30	NT選考記録会
1日 (土)	RFPM	9:30～	8:30	ピストル大会
2日 (日)	25mPistol60W	9:30～	8:30	ピストル大会
3日 (月)	25mPistol60W	9:30～	8:30	NT選考記録会

※ファイナル競技は実施しない。

6. 競技規則 ライフル射撃競技規則 最新版による。
7. 使用標的 50mピストル標的 25mピストル標的
8. 参加資格 日本ライフル射撃協会の会員であること。
9. 表彰
 各種目とも 1～3位 メダル、賞状
 RFPM 4～6位 賞状
 25mPistol60W 4～8位 賞状
 ※参加人数が10名に満たない種目については3位までとし、6名に満たない種目は種目を行わないこともある。

参加料	種目	金額
	RFPM	7,000円
	25mPistol60W	7,000円

*参加料を変更する場合もある

11. 参加申込
- (1)各加盟団体で取り纏め11月2日(金)までに必着で申し込むこと。
 ※なお、参加希望が使用可能射座数を超えた場合、調整させていただきます。
RFPは12名を超えた場合、直近ランキングで調整します。
- (2)申し込みは、所定様式に記入の上、郵送またはFAXで送ること。
 (メールの場合は、所定様式の内容を漏れなく記入すること)
- (3)参加申込み締め切り後の変更、返金は認めない。
- (4)参加申込み先
 〒150-8050 東京都渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館内
 (公社)日本ライフル射撃協会事務局 [FAX:03-3481-2392]
 E-mail rifle@japan-sports.or.jp
- (5)参加料の支払いは、下記のいずれかの方法で行うこと
- ①郵便振替：口座番号 00140-0-707998
 ※通信欄に『1852』と記入の上、明細を書き込むこと
- ②銀行振込：振込口座番号 みずほ銀行 渋谷支店 普通502263
 ※振込人氏名の後に続けて『1852』と番号をつけること
 (例：ニチラ タロウ 1852)

12. 宿泊・昼食 各自手配のこと
13. 銃器・弾薬 (1)銃器・弾薬は各自の責任において携行すること。
(2)銃砲所持許可証、火薬類譲渡許可証、日ラ会員証、射手手帳を携行すること。
省庁銃に関しては、所属長の発行する携行証明書を持参すること。
14. 大会責任者 大会委員長 松丸 喜一郎
競技委員長 田村 恒彦
テクニカル・デレゲート 森田 益行
15. その他 各加盟団体の責任者は、本要項を協会員に周知徹底させること。

日本代表選手派遣にあたって了解していただく事項（方針）

公益社団法人日本ライフル射撃協会（以下協会）は、選手派遣について以下の方針を持って実施いたします。協会は当方針を了解された選手の中から代表選手を選考させていただきます。

1. 派遣チームの役員選手は選手強化委員会で予備選考され、理事会において決定されます。
2. 派遣チームの指揮はチーム監督または代表者によってとられ、チーム員はその指揮下に入ります。
3. 派遣チーム員がやむをえない個人的事由で参加を取りやめた場合、または派遣日程を変更した場合に発生する旅行に関する損金等は当該個人にご負担いただきます。
4. 派遣に際しては一定額の派遣負担金を徴収いたします。
5. 派遣競技会での選手起用の判断はチーム監督または代表者によってなされます。
6. 協会競技者資格並びにスポンサーシップ規定に違反することが明らかになった派遣チーム員は派遣競技会に参加できません。この項にはJOC選手強化キャンペーンに関する規定も含まれます。
7. 競技中のチーム員の肖像権は協会に属するものとします。この項は職業競技者に対しても同様に適用されますが個人的に使用される肖像の取得を禁止するものではありません。
8. 派遣チーム選手及びその候補者は、ドーピング競技外検査を含め、求めに応じてドーピング検査を受ける義務を有します。拒否することはできません。（特別な場合を除きWADA、JADA規定が適用されます）
9. ドーピング検査において陽性となった選手は、処分決定後少なくとも2年間は代表選手にはなれません。（特別な場合を除きWADA、JADA規定が適用されます）
10. 協会は派遣活動の安全確保のため善意を持って活動いたしますが、派遣チーム員の安全を保障することはできません。
11. 協会は派遣チーム員に対して、派遣期間の間に限って協会を受取人とする生命保険等を購入する場合があります。この保険金は事故の際の事後処理に充当され、残余のある場合家族等に引き渡されます。
12. 協会がチーム員を受取人とする旅行損害保険等を購入することはありません。必要な場合、チーム員個人でご用意ください。協会が旅行損害保険等を斡旋することはありません。
13. チーム員は協会が定める倫理規定及び行動規範を遵守しなければなりません。

上記、協会選手派遣方針を了解しました。

平成 年 月 日

氏名（自署）

未成年の場合親権者のご署名
